

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域5周年記念PR業務委託企画提案競技実施要領

令和2年11月13日
宮崎県農政企画課
中山間農業振興室

この実施要領は、県が実施する世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域5周年記念PR業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託事業者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

今年、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産（以下、「GIAHS」という。）に認定されて5年目である。これまでの活動の中で、地域特有の自然景観等の地域資源、さらに、その地域を守ってきた人々の生活や農村文化の歴史的背景など、世界に誇れる魅力や価値を再確認してきた。

そこで、GIAHS認定5周年を契機として、5周年記念の周知イベントや地域の魅力の一つである食材等を活用した「食」のイベントを開催し、地域の魅力を総合的に引き出すことで、GIAHS認定5町村の魅力の再発信と認知度向上、さらには、誘客や関係人口の拡大を図り、経済活動の活性化に繋げることを目的とする。

2 業務の名称 世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域5周年記念PR業務

3 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

5 委託料の上限額

契約上限額 4,235,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※事業実施に必要な全ての経費を含む。

※委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

6 委託先の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

7 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たす者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」の者で、宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (3) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされ

ていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 県税に未納がないこと

8 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知する。

9 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和 2 年 1 1 月 1 6 日（月） |
| (2) 説明会参加申込期限 | 令和 2 年 1 1 月 2 0 日（金） |
| (3) 企画提案競技説明会 | 令和 2 年 1 1 月 2 4 日（火） |
| (4) 競技申込書提出期限 | 令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月） |
| (5) 質問書受付期限 | 令和 2 年 1 2 月 4 日（金） |
| (6) 企画書等提出期限 | 令和 2 年 1 2 月 1 0 日（木） |
| (7) 結果通知（書類審査） | 令和 2 年 1 2 月 1 4 日（月）まで |

10 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和 2 年 1 1 月 2 4 日（火）午前 1 0 時 3 0 分から

場 所：宮崎県庁附属棟 3 0 5 号室

参加申込：事前説明会申込書（別紙 1）を FAX またはメールにて提出すること

申込期限：令和 2 年 1 1 月 2 0 日（金）

（説明会への参加は、企画提案協議参加の必須条件ではない。）

(2) 企画提案競技への参加申込み

参加申込：企画提案協議参加申込書（別紙 2）を FAX またはメールにて提出すること

提出期限：令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月）午後 5 時まで

(3) 質問受付

質問受付：質問書（別紙 3）をメールにて提出すること

受付期限：令和 2 年 1 2 月 4 日（金）午後 5 時まで

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、参加者全員にメールにて連絡する。

(4) 「企画提案書」等の提出

① 提案は、1 者 1 案とする。

② 提出物は下記アからエとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 企画提案書（A 4 判で作成すること）【原本 1 部、コピー 6 部】

(ア) 業務実施方針（コンセプト）

(イ) GIAHS 5 周年を契機とした認知度向上及びホテルイベントの周知の内容

(ウ) ホテル及びホテル内レストランを活用した食のイベントの内容

(エ) フォトコンテストの内容

(オ) ノベルティグッズの製作の内容 (カ) 独自提案におけるプロモーションの内容 (キ) 人員配置等委託業務実施体制 (ク) 業務スケジュール (ケ) 類似業務受注実績
イ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー6部】 (ア) 宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。 (イ) 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
ウ 誓約書（別紙4）【1部】
エ 会社概要（既存のもの）【7部】

③提出期限、提出先、提出方法

提出期限：令和2年12月10日（木）17時まで（必着）

提出先：本要領16. 書類提出及び問い合わせ先 参照

提出方法：郵送又は持参

11 審査方法、審査基準

書類審査による企画提案競技方式とし、最も優れた提案を選定する。なお、企画書受領後、必要に応じて電話、電子メール等にて個別にヒアリングを行う場合がある。

(1) 審査委員

企画提案の審査は、県職員が行う。

(2) 審査

提出された企画書について書類審査を行い、最優良提案を選定する。

(3) 審査基準

- ① 事業の趣旨、目的等の理解度
 - ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか
- ② 事業の実現性と効率性
 - ・ 実現性のある計画となっているか
 - ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか
- ③ 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性
 - ・ 事業実施に必要な人材や体制が確保されているか
- ④ 業務委託仕様書の事業内容に対する各実施手法の妥当性、効果
 - ・ 妥当かつ最大限の効果を生み出す内容となっているか
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策や影響を十分に考慮した内容となっているか

12 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

13 契約の締結等

- (1) 上記11により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者とし

て、委託契約に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。

- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

15 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

16 書類提出及び問い合わせ先

住 所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館2階）

担 当：宮崎県 農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 初山、田所

電 話：0985-26-7924 ファックス：0985-26-7307

Eメール：chusankan-nogyo@pref.miyazaki.lg.jp